

## 「防衛装備移転三原則」について (防衛大臣談話)

平成26年4月1日

- 1 本日、国家安全保障会議及び閣議において、「防衛装備移転三原則」が決定されました。
- 2 昨年12月に策定された「国家安全保障戦略」及び「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」においては、「武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定める」こととされており、「防衛装備移転三原則」は、今後の防衛装備の海外移転に関する新たな原則を明確に定めたものです。
- 3 我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している中、防衛省・自衛隊は、これまで以上に我が国を守り抜くための総合的な防衛体制を構築するとともに、地域や国際社会の平和と安定のために必要な努力をこれまで以上に重ねていくこととしています。その一環として、これまでの武器輸出三原則等の例外化において見られるように、防衛装備品を適切に海外移転することにより、より一層平和への貢献や国際的な協力を推進することができるようになっています。
- 4 例えば、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)において自衛隊が携行した重機等を、被災したハイチ政府に供与することにより、同ミッションからの撤収後も引き続き同国の復興のために使われています。また、ソマリア沖で海賊対処にあたる自衛隊が携行する哨戒ヘリや通信機材は、同海域での民間船舶の安全な航行に寄与しています。
- 5 同時に、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的な主流となっています。厳しい安全保障環境と、限られた資源の中で我が国の防衛に必要な防衛力を整備するためには、このような動向に適切に対応し、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化をはかりつつ、より一層効率的・効果的な防衛装備品の取得に努める必要があります。

- 6 更には、我が国の同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛協力関係を一層強固なものにしていくためには、共通の装備品に係る部品や修理・整備等の役務の提供や、非伝統的安全保障分野等における能力構築支援のための装備品の提供等を通じ、装備分野での協力を拡大・深化していく必要があります。
- 7 このため、これまでも諸外国との防衛装備・技術協力を進めてきたところですが、今後は新たな原則の下でより一層の透明性を確保するとともに、相手国及び防衛産業の予見可能性を高めつつ、我が国の防衛に重要な防衛技術はしっかりと保全した上で、関係省庁とも連携しながら責任ある防衛装備の移転の管理を行ってまいります。
- 8 防衛省・自衛隊としては、防衛装備移転三原則の下で、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していくとともに、同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との防衛装備・技術協力をより積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安定を維持し、我が国を守り抜くための必要な諸施策を、より一層積極的に推進してまいります。国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。